

【文書名】

香川県警察における留置業務に関する訓令

(平成 19 年香川県警察本部訓令第 27 号)

【概要】

適正な留置業務を推進するため、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令」等に定めるもののほか、被留置者の処遇その他留置施設の管理及び運営について必要な事項を定めたものである。